

お知らせ📢

事業者向け

有料広告を募集
～スポーツガイドブック

申し込み方法など詳しくは、区HPをご覧ください。▶**掲載位置:**巻末▶**広告サイズ(縦mm×横mm)・料金:**①280×180…4万円②138×180…2万円③68×180…1万円④

68×88…5,000円▶**刷色:**1色(色指定不可)▶**発行月:**来年4月▶**発行部数:**6,000部▶**配布先:**区民事務所、区立スポーツ施設など▶**申込期限:**11月30日(月)📄スポーツ振興課管理係 ☎5984-1372

介護予防事業を運営する事業者を募集

来年4月から、「高齢者筋力向上トレーニング」「はつらつシニアクラブ」「足腰しゃっきりトレーニング教室」「公衆浴場活用事業(フロ・マエ・

フィットネス)」を運営する事業者を募集します。事業者の選定は、プロポーザル(事業提案)方式で行います。区HPにある募集要領をご覧ください。📄介護予防係 ☎5984-2094

ケアプラン点検業務を行う事業者を募集

来年4月から、ケアプラン点検業務を行う事業者を募集します。事業者の選定は、プロポーザル(事業提案)方式で行います。区HPにある募集要領をご覧ください。必ず説明会に参加してください。

〈説明会〉🕒11月9日(月)午前10時から📍区役所本庁舎19階📅11月5日(木)までに電話で事業者運営推進係へ📄事業者運営推進係 ☎5984-4589

住まい・まちづくり

A下石神井三丁目公園B西大泉二丁目公園の都市計画原案がご覧になれます

意見のある方は意見書を提出できます。また、説明会と公聴会(区からの説明や質疑応答を行わず、原案に対してご意見を伺う場)を開催します。公述(意見を述べること)を希望する方は、申出書を提出してください。▶**縦覧・意見書・申出書提出の期間:**11月2日(月)～24日(火)▶**縦覧・意見書・申出書提出の方法:**区HPまたは都市計画課(区役所本庁舎16階)へ ※郵送可。 ※意見書の様式は自由です。申出書の様式は区HPや都市計画課にあります。〈説明会〉🕒A11月11日(水)B13日(金)午後6時

30分から📍A下石神井地区区民館B西大泉地区区民館📅当日会場へ〈公聴会〉🕒A12月16日(水)B14日(月)午後6時30分から📍A下石神井地区区民館B西大泉地区区民館 ※公述人がいない場合は、公聴会は行いません。傍聴(先着順)を希望する方は、事前にお問い合わせください。**📄計画・説明会について…**公園計画係 ☎5984-4538、**縦覧・意見書・公聴会について…**都市計画課都市計画担当係 ☎5984-1534

都営住宅の入居者を募集(都公募分・地元割当分)

申し込み資格など詳しくは、申込書と一緒に配布する募集案内をご覧ください。 ※都公募分と地元割当分は、それぞれの申し込み資格を満たせば、両方に申し込みます。 ※地元割当分は、1～2人世帯向け2戸。▶**申込書・募集案内の配布期間:**11月2日(月)～11日(水)▶**配布場所:**区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、区役所庁舎案内(本庁舎1・2階)、住宅課(同13階) 📄**都公募分…**東京都住宅供給公社 ☎3498-8894、**地元割当分…**住宅課住宅係 ☎5984-1619

耐震相談会

(一社)練馬区建築設計事務所協会の建築士が、耐震改修や助成に関する相談にお応えします。📍主に旧耐震基準で建てられた建物の所有者🕒11月28日(土)午後1時～4時30分の間の45分間📍勤労福祉会館📅16組(先着順)📅11月27日(金)までに区HPまたは電話で耐震化促進係 ☎5984-1938

住民税・国民健康保険など

国が進める標準システムへの移行に伴い、窓口サービスの受付時間が変わります

■下表の平日夜間窓口サービスは12/28(月)までです

内容	問合せ
住民税の申告・相談、原動機付自転車などの登録・廃車の申告	税務課管理係 ☎5984-4532
住民税などの納付相談	収納課管理係 ☎5984-4541
国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療制度の加入・脱退など	国保年金課管理係 ☎5984-4551
介護保険要介護・要支援認定申請の受け付け、介護保険料の納付相談	介護保険課管理係 ☎5984-2863

■来年1月から住民税課税(非課税)証明書などの受付時間は午後5時までに変わります

区民事務所での住民税課税(非課税)証明書と納税証明書の受付時間は午後5時までに変わります。📄区民事務所担当課調整担当係 ☎5984-1031

コンビニ交付サービスなどのご利用を

マイナンバーカードを利用して、コンビニのマルチコピー機や練馬区民事務所の証明書発行機で取得できます。手数料は、窓口より100円安くなります。▶**時間:**コンビニ…午前6時30分～午後11時、**証明書発行機…**平日午前8時30分～午後7時、土曜午前9時～午後5時(祝休日を除く)

税の申告などは期限内に

税務署へ来署する際は、事前に予約を！

所得税(復興特別所得税を含む)や個人消費税の申告・相談をするときは、事前に電話で予約してください。 ※来年1～3月の来署は国税庁公式LINEから予約してください。

問合せ 税務署【練馬東 ☎6371-2332、練馬西 ☎3867-9711】

区民の皆さまへ

●ご自宅で確定申告ができます

マイナンバーカードを使って、ご自宅からパソコンやスマホで申告できます。国税庁HPでは、動画で入力方法を紹介しています。📄各税務署



●税理士による無料申告相談会

📅当日会場へ

日時	場所	問合せ(東京税理士会)
11/11(水)・12(木) 10:00～16:00	区役所アトリウム	練馬東支部 ☎3993-6281
11/14(土)・15(日) 10:00～15:00	リヴィンオズ 大泉店1階	練馬西支部 ☎3922-0311

●所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税(第2期分)の納期限は11/30(月)

キャッシュレスでも納付できます。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。📄各税務署



事業主の皆さまへ

●給与支払報告書の提出を

📍源泉徴収義務者📄税務課区税第一～第四係 ☎5984-4537

オンラインで

eLTAXを利用して提出できます。利用方法など詳しくは、同HPをご覧ください。



紙で

様式は区HPからダウンロードできるほか、11月2日(月)から、区民事務所(練馬を除く)や税務課(区役所本庁舎4階)で取得できます。提出方法など詳しくは、区HPをご覧ください。



●個人住民税は特別徴収が義務付けられています

地方税法では、従業員(給与所得者)の住民税は、事業主が毎月従業員に支払う給与から差し引きし、納入すること(特別徴収)とされています。📄税務課区税第一～第四係 ☎5984-4537

●個人事業税(第2期分)の納期限は11/30(月)

お支払いは、納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。詳しくは、東京都主税局HPをご覧ください。📄豊島都税事務所 ☎3981-1211

